専決処分事項の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和4年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月24日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

専 決 処 分 書

令和4年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙の とおり専決処分をする。

令和5年3月31日

鹿沼市長 佐 藤 信

令和 4 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)

令和4年度鹿沼市の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 17,874 千円を減額し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,217,025 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額]
1 後期高齢者医療保険料		916, 779	△4, 360	912, 419
	1 後期高齢者医療保険料	916, 779	△4, 360	912, 419
3 繰入金		270, 792	△4, 932	265, 860
	1 一般会計繰入金	270, 792	△4, 932	265, 860
5 諸収入		40,713	△8, 582	32, 131
	3 雑入	40,611	△8, 582	32, 029
歳 入	合 計	1, 234, 899	△17,874	1, 217, 025

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		64, 972	△10,000	54, 972
	1 総務管理費	61, 334	△10,000	51, 334
2 後期高齢者医療広域連合納付金	r 者医療広域連合納付金		△4 , 360	1, 155, 633
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1, 159, 993	△4 , 360	1, 155, 633
4 予備費		8, 514	△3, 514	5, 000
	1 予備費	8, 514	△3, 514	5, 000
歳出	合 計	1, 234, 899	△17,874	1, 217, 025